

手続きチェックシート

④離婚されるとき

京北出張所等の窓口で行える主な手続きを示していますが、全てを示しているわけではありません。
他の手続・書類が必要な場合もありますので、御理解いただきますようお願いします。

チェック欄	届の種類	誰が	必要なもの	窓口の番号	担当
☐	離婚届 届出の日から効力が生じます。 ■夫か妻の本籍地、住所地又は 所在地の市区町村に届けてください。	夫と妻	☐ 届書（協議離婚の場合、証人2名の署名が必要） ☐ 本人確認書類（運転免許証・パスポート等）	①	戸籍住民担当
☐	マイナンバー （変更事項の記載）	氏が変わる方	☐ マイナンバーカード ※住所地の市区町村役場に届け出てください。		
☐	国民健康保険 （国民健康保険にご加入の方）	本人又は世帯主 （氏が変わる方 にお手続きが必要）	☐ 国民健康保険資格確認書又はマイナンバーカード ☐ 代理人の場合は委任状と本人確認書類		
☐	国民年金 ■厚生年金や共済組合に加入される場合は、 事業所へ届けてください。	厚生年金や共済組合に加入の配偶者に扶養されなくなった方	☐ 届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ☐ 離婚受理証明書等		
☐	児童手当 （受給者が変わるとき） ■引き続き受給するためには、旧受給者の消滅手続きと新受給者の申請が必要です。	新受給者	☐ 新受給者の個人番号確認書類。 ☐ 新受給者の健康保険資格情報が確認できる書類。 ☐ 金融機関口座番号（普通預金）の確認できるもの （申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。）	②	保健福祉第一担当
☐	ひとり親家庭等医療 ■資格、所得制限等の一定の要件があります。	ひとり親家庭等の父又は母	☐ 健康保険資格情報が確認できる書類（対象世帯員分） ☐ 戸籍謄本等 ■世帯の状況により、他に必要な書類があります。 ☐ マイナンバー確認書類 ☐ 同居者及び扶養関係者等調書		
☐	児童扶養手当 ■申請される場合は事前に相談してください。 資格、所得制限等の一定の要件があります。	ひとり親家庭等の父又は母	☐ 個人番号確認書類等（世帯全員分） ☐ 健康保険資格情報が確認できる書類（対象世帯員分） ☐ 戸籍謄本等 ☐ 年金手帳 ☐ 金融機関口座番号（普通預金）の分かるもの ■世帯の状況により、他に必要な書類があります。		
☐	小児慢性特定疾患医療費助成	保護者	右記までお問い合わせください。		
☐	自立支援医療（育成医療）	保護者	右記までお問い合わせください。		
☐	精神保健福祉手帳 （姓・住所・加入健康保険が変わるとき）	受給者	右記までお問い合わせください。	③	保健福祉第二担当
☐	自立支援医療（精神通院） （姓・住所・加入健康保険が変わるとき）	受給者	右記までお問い合わせください。		
☐	特定医療費（指定難病）受給者証 （姓・住所・加入健康保険が変わるとき）	受給者	右記までお問い合わせください。		

*京都市子ども家庭支援課分室 TEL222-3777

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎6階

※ 上記以外の書類が必要になることがあります。